



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2021年1月25日号

新型コロナ対策、医療機関の備品購入費は幅広く補助の対象に ~厚労省

《背景》 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、厚生労働省は取り扱いのQ&Aを更新し、医療機関の備品購入費等は幅広く補助の対象になる旨を示した。

《解説》 同事業は、院内等での感染拡大防止対策に要する費用と、感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保などに要する費用を補助するものです。2020年4月1日から2021年3月31日までにかかる費用が対象となり、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて概算額で申請することが可能とされています。更新されたQ&Aでは、備品購入費について、新型コロナ感染症患者・疑い患者の診療に要する機器・備品の購入に限らず、日常診療業務に要する医療機器、空気清浄機、事務機器等の備品も対象となり得ることなどが示されました。また、空気清浄機については、HEPAフィルターの有無や、医療用か一般用かで補助対象の適否の別を設けることなく、幅広く補助の対象になり得るとしています。この事業の詳細は、以下のサイト(厚生労働省のホームページ内)で確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

◎「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」(補助事業)の概要

経費を補助	診療所	新型コロナウイルス感染症の院内での感染拡大を防ぐための取り組み。
<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止対策に要する費用。 ●感染拡大を防ぎながら医療を提供するための診療体制確保等に要する費用。 	取り組みの例	<ol style="list-style-type: none"> ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備。 ②予約診療の拡大、整理券の配布などで、適切な受診の仕方を周知。 ③発熱等の症状を有する感染疑いの患者とその他の患者の混在を防ぐための動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など。 ④電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保。 ⑤感染防止のための个人防护具等の確保。 ⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)。
補助	有床診療所	200万円
上限	無床診療所	100万円

※厚生労働省の事務連絡(2021年1月18日付)「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第12版)について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000723504.pdf>)に基づき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867